平成２７年（フ）第５４２号
兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目６番11―302号
債務者　谷口　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番12―201号
債務者　武末　昭利
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市田代町５番８―204号
債務者　田所　　清
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８３号
兵庫県西宮市田代町５番８―204号
債務者　田所　惠子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５９５号
兵庫県芦屋市高浜町８番３―823号
債務者　山田　　忠
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８３４号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11　夢野団地１―326号
債務者　お料理寿司あさみこと　淺見　光穂
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４７号
神戸市垂水区本多聞２丁目５番３―206号
債務者　大林　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９４号
兵庫県尼崎市次屋２丁目25番16号
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０４号
福島市飯坂町字前原36番地の１
債務者　髙橋　幸紀
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１０８号
福島県二本松市渋川字火打古屋５番地
債務者　佐藤　邦康
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１６３２号
名古屋市天白区池場２丁目101番地　医療法人玉光会　天白老人保健施設内、住民票上の住所名古屋市昭和区塩付通２丁目５番地の２ビューラー長尾302号
債務者　長谷川　忠
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７２号
愛知県長久手市段の上1817番地　ベルグリーン段ノ上202号室
債務者　浦田　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２号
山口県下関市一の宮町４丁目４番19号　サンフラワーＢ棟　208号
債務者　本田　美穂
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
佐賀市高木瀬東２丁目４番25号　シティハイツ高木瀬101、前住所佐賀市栄町６番17―401号　カルディア栄
債務者　永田　敦子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
熊本市中央区八王寺町12番34―101号　オレンジハウスＢ
債務者　大石　雅己
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７７号
熊本市東区長嶺南２丁目８番86―107号　あゆみ荘
債務者　和田　健二
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５８４号
熊本市南区南高江１丁目６番38―201号　日吉団地１Ｃ―１―201
債務者　白石久美子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係